

令和5年度 第1回
静岡県私立学校審議会
議案

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課

令和5年度 第1回 静岡県私立学校審議会 議案目次

(認可事項)

- 第1号議案 キラリ高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（高等学校） …… 1
- 第2号議案 伊東聖母幼稚園の廃止認可について（幼稚園） …… 4
- 第3号議案 有度幼稚園の廃止認可について（幼稚園） …… 5
- 第4号議案 専門学校 浜松デザインカレッジの廃止認可について（専修学校） …… 6

(承認事項)

- 事前審査1 (仮称)静岡学園なごみ高等学校（通信制課程）の学校設置計画について …… 7
- 事前審査2 沼津中央高等学校（通信制課程）の設置計画について …… 9
- 事前審査3 飛龍高等学校（通信制課程）の設置計画について …… 11

第1号議案 キラリ高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	キラリ高等学校（平成23年3月22日設置認可）																																																																																																																																						
2 位置	榛原郡吉田町神戸726番地の4																																																																																																																																						
3 設置者	浜松市中区田町230番地の15 学校法人倉橋学園（理事長 倉橋 義郎）																																																																																																																																						
4 変更の理由	全国的に不登校の生徒が増えている状況において、今後も増加が見込まれる不登校経験者や発達障害を抱える生徒を受け入れるため、収容定員を増加																																																																																																																																						
5 変更の時期	令和6年4月1日																																																																																																																																						
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">変更前(学則)</th> <th colspan="2">変更後(学則)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td colspan="2">〈1,232人〉 1,200人</td> <td colspan="2">1,500人</td> </tr> </tbody> </table>		学科	変更前(学則)		変更後(学則)		収容定員		収容定員		普通科	〈1,232人〉 1,200人		1,500人		<p style="text-align: center;">〈 〉内は令和5年5月1日の実員</p>																																																																																																																						
学科	変更前(学則)			変更後(学則)																																																																																																																																			
	収容定員		収容定員																																																																																																																																				
普通科	〈1,232人〉 1,200人		1,500人																																																																																																																																				
7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="3">変更前(令和5年度)</th> <th colspan="3">変更後(令和6年度)</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>3</td> <td></td> <td>7</td> <td>9</td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>4</td> <td></td> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>カウンセラー</td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>55</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校通信教育規程（第5～6条） ・私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第5条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教諭等</td> <td>収容定員1,201人以上5,000人以下:20人以上 (1500-1200) ÷ 150 + 18 = 20人以上</td> </tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td> <td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td>配置に努めること</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>収容定員240人以下:7人以上(うち1人事務長) (1500-240) ÷ 400 + 3 = 6.15 ≒ 7人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○教科別教員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国語</th> <th>地公</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>芸術</th> <th>保体</th> <th>家庭</th> <th>英語</th> <th>情報</th> <th>商業</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1人2教科を担当する者、授業は行わない者等がいるため、教諭等の計とあわない。</p>						職名	変更前(令和5年度)			変更後(令和6年度)			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			副校長	1			1			教諭	31			34			講師	3		7	9		7	養護教諭	3			3			事務長	1			1			事務職員	4		3	5		3	カウンセラー	1		4	1		4	校医等		3			3		計	45	3	14	55	3	14	項目	要件	教諭等	収容定員1,201人以上5,000人以下:20人以上 (1500-1200) ÷ 150 + 18 = 20人以上	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	スクールカウンセラー	配置に努めること	事務職員	収容定員240人以下:7人以上(うち1人事務長) (1500-240) ÷ 400 + 3 = 6.15 ≒ 7人以上		国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	商業	計	R5	6	7	5	4	3	5	1	7	4	1	43	R6	6	8	6	5	4	5	2	9	3	1	49
職名	変更前(令和5年度)			変更後(令和6年度)																																																																																																																																			
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																	
校長	1			1																																																																																																																																			
副校長	1			1																																																																																																																																			
教諭	31			34																																																																																																																																			
講師	3		7	9		7																																																																																																																																	
養護教諭	3			3																																																																																																																																			
事務長	1			1																																																																																																																																			
事務職員	4		3	5		3																																																																																																																																	
カウンセラー	1		4	1		4																																																																																																																																	
校医等		3			3																																																																																																																																		
計	45	3	14	55	3	14																																																																																																																																	
項目	要件																																																																																																																																						
教諭等	収容定員1,201人以上5,000人以下:20人以上 (1500-1200) ÷ 150 + 18 = 20人以上																																																																																																																																						
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																						
スクールカウンセラー	配置に努めること																																																																																																																																						
事務職員	収容定員240人以下:7人以上(うち1人事務長) (1500-240) ÷ 400 + 3 = 6.15 ≒ 7人以上																																																																																																																																						
	国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	商業	計																																																																																																																												
R5	6	7	5	4	3	5	1	7	4	1	43																																																																																																																												
R6	6	8	6	5	4	5	2	9	3	1	49																																																																																																																												

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				
		変更前		変更後		
校地	本校	1,653 m ²		1,653 m ²		
	スクーリング(浜松)	1,320 m ²		1,320 m ²		
	スクーリング(静岡)	741 m ²		741 m ²		
	スクーリング(静岡②)	395 m ²		395 m ²		
	スクーリング(沼津)	399 m ²		399 m ²		
校舎等	普通教室	4 室	246 m ²	4 室	246 m ²	
	特別教室	1 室	123 m ²	1 室	123 m ²	
	校長室	1 室	21 m ²	1 室	21 m ²	
	職員室・事務室	1 室	103 m ²	1 室	103 m ²	
	図書室	1 室	123 m ²	1 室	123 m ²	
	保健室	1 室	7 m ²	1 室	7 m ²	
	コミュニティルーム	1 室	79 m ²	1 室	79 m ²	
	その他		504 m ²		504 m ²	
	校舎計		1,206 m ²		1,206 m ²	
	屋内運動場 ※					
	浜松	普通教室	10 室	499 m ²	10 室	499 m ²
		特別教室	2 室	170 m ²	2 室	170 m ²
		代表室	1 室	15 m ²	1 室	15 m ²
		職員室	2 室	76 m ²	2 室	76 m ²
		図書室	1 室	39 m ²	1 室	39 m ²
保健室		1 室	5 m ²	1 室	5 m ²	
その他			516 m ²		516 m ²	
計			1,320 m ²		1,320 m ²	
静岡①	普通教室	6 室	456 m ²	6 室	456 m ²	
	職員室・事務室	1 室	56 m ²	1 室	56 m ²	
	保健室	1 室	6 m ²	1 室	6 m ²	
	その他	1 室	223 m ²	1 室	223 m ²	
計		741 m ²		741 m ²		
静岡②	普通教室	4 室	209 m ²	4 室	209 m ²	
	職員室	1 室	16 m ²	1 室	16 m ²	
	図書室	1 室	10 m ²	1 室	10 m ²	
	保健室	1 室	6 m ²	1 室	6 m ²	
	その他		154 m ²		154 m ²	
計		395 m ²		395 m ²		
沼津	普通教室	7 室	273 m ²	7 室	273 m ²	
	職員室・事務室	1 室	21 m ²	1 室	21 m ²	
	図書室	1 室	10 m ²	1 室	10 m ²	
	保健室	1 室	9 m ²	1 室	9 m ²	
	その他		86 m ²		86 m ²	
計		399 m ²		399 m ²		
合計			4,061 m ²		4,061 m ²	

※屋内運動場については、吉田町総合体育館を利用

◆ 基準

- ・ 高等学校通信教育規程（第 8 ～ 9 条）
- ・ 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第 7 条、第 9 条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 自己所有 ・ 校地が借地の場合、教育上支障がなく、かつ 20年以上の賃借権を取得し、登記する等
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時に面接指導を受ける生徒数 16～40人×1.5㎡+5㎡=29～65㎡以上 (3) 図書の閲覧場所の面積 65㎡以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200㎡以上
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589㎡以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600㎡以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）

議案2 伊東聖母幼稚園の廃止認可について

1 名 称	伊東聖母幼稚園 (昭和45年3月5日設置認可)																																			
2 位 置	静岡県伊東市桜木町一丁目7-2																																			
3 設 置 者	学校法人静岡聖母学園 (理事長 梅村 昌弘)																																			
4 廃止の理由	幼稚園を閉園するため																																			
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																			
6 園児の処置方法	令和5年3月31日に保育を停止しており、同年4月より他の幼稚園、保育所等の施設に転園している																																			
7 教職員の処置方法	職員の一部は法人内の他幼稚園に異動している その他の職員は退職している																																			
8 指導要録等の保存方法	学校法人で保管する																																			
9 園児数の推移	<p>各年度5月1日現在(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	3歳児	7	5	11	3	1	0	4歳児	8	8	5	13	3	0	5歳児	5	8	6	5	12	0	合計	20	21	22	21	16	0
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																														
3歳児	7	5	11	3	1	0																														
4歳児	8	8	5	13	3	0																														
5歳児	5	8	6	5	12	0																														
合計	20	21	22	21	16	0																														

議案3 有度幼稚園の廃止認可について

1 名 称	有度幼稚園 (昭和38年2月15日設置認可)																																				
2 位 置	静岡県静岡市清水区草薙一里山1-11																																				
3 設 置 者	学校法人アイ・アイ学園 (理事長 稲葉 隆)																																				
4 廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため																																				
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																				
6 園児の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園で受け入れる																																				
7 教職員の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園で受け入れる																																				
8 指導要録等の保存方法	新規設置する幼保連携型認定こども園で受け入れる																																				
9 園児数の推移	<p>各年度5月1日現在(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>109</td> <td>116</td> <td>92</td> <td>73</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>119</td> <td>110</td> <td>120</td> <td>95</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>129</td> <td>116</td> <td>112</td> <td>124</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>357</td> <td>342</td> <td>324</td> <td>294</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	満3歳				2	1	3歳児	109	116	92	73	80	4歳児	119	110	120	95	74	5歳児	129	116	112	124	97	合計	357	342	324	294	252
	R1	R2	R3	R4	R5																																
満3歳				2	1																																
3歳児	109	116	92	73	80																																
4歳児	119	110	120	95	74																																
5歳児	129	116	112	124	97																																
合計	357	342	324	294	252																																

第4号議案 専門学校 浜松デザインカレッジ（専修学校）の廃止認可について

1 名 称	専門学校 浜松デザインカレッジ (平成20年3月21日設置認可)																																			
2 位 置	浜松市中区中央3丁目10番31号																																			
3 設 置 者	静岡県静岡市葵区相生町12番18号 学校法人静岡理工科大学(理事長 杉浦 哲)																																			
4 廃止の理由	浜松情報専門学校と統合し、教育成果向上と経営安定を図るため。																																			
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																			
6 生徒の処置方法	現在、在籍者なし																																			
7 教職員の処置方法	同一法人が運営する浜松未来総合専門学校へ配置転換済み																																			
8 指導要録等の保存方法	同一法人が運営する浜松未来総合専門学校で保管																																			
9 生徒数の推移	<p style="text-align: right;">(各年度5月1日現在、単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>定員</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラフィックデザイン科(昼)</td> <td>90</td> <td>85</td> <td>97</td> <td>68</td> <td>39</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ファッション流通科(昼)</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>メイク・ブライダル科(昼)</td> <td>40</td> <td>33</td> <td>49</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>170</td> <td>138</td> <td>164</td> <td>94</td> <td>39</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度入学生より募集停止</p>	学科名	定員	R1	R2	R3	R4	R5	グラフィックデザイン科(昼)	90	85	97	68	39	0	ファッション流通科(昼)	40	20	18	4	0	0	メイク・ブライダル科(昼)	40	33	49	22	0	0	合計	170	138	164	94	39	0
学科名	定員	R1	R2	R3	R4	R5																														
グラフィックデザイン科(昼)	90	85	97	68	39	0																														
ファッション流通科(昼)	40	20	18	4	0	0																														
メイク・ブライダル科(昼)	40	33	49	22	0	0																														
合計	170	138	164	94	39	0																														

事前審査 1 (仮称) 静岡学園なごみ高等学校 (通信制課程) の学校設置計画について

1 名称	(仮称) 静岡学園なごみ高等学校																																																																																																																																
2 位置	静岡市駿河区八幡一丁目 1 番 1 号																																																																																																																																
3 設置者	静岡市駿河区聖一色ママ下400番地 学校法人第三静岡学園 (理事長 牧野 秀則)																																																																																																																																
4 目的	近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況を受け、不登校の生徒の就学の機会、大学の進学の手続きの機会を与えるため、高等学校 (通信制課程) を設置																																																																																																																																
5 開設の時期	令和 6 年 4 月 1 日																																																																																																																																
6 編成等	○収容定員																																																																																																																																
	区分								収容定員																																																																																																																								
	通信制課程 (狭域、単位制) 普通科								240人																																																																																																																								
年度		R6			R7			R8																																																																																																																									
定員		160人			200人			240人																																																																																																																									
7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="3">令和 6 年度</th> <th colspan="3">令和 7 年度</th> <th colspan="3">令和 8 年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>										職名	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			1			副校長	1			1			1			教諭	6			6			6			講師	2		8	2		8	2		8	養護職員	1			1			1			事務長	1			1			1			事務職員	2	1		2	1		2	1		用務員			1			1			1	校医等			3			3			3	計	14	1	12	14	1	12	14	1	12
	職名	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度																																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
	校長	1			1			1																																																																																																																									
	副校長	1			1			1																																																																																																																									
	教諭	6			6			6																																																																																																																									
	講師	2		8	2		8	2		8																																																																																																																							
	養護職員	1			1			1																																																																																																																									
	事務長	1			1			1																																																																																																																									
	事務職員	2	1		2	1		2	1																																																																																																																								
	用務員			1			1			1																																																																																																																							
	校医等			3			3			3																																																																																																																							
	計	14	1	12	14	1	12	14	1	12																																																																																																																							
◆基準																																																																																																																																	
・ 高等学校通信教育規程 (第 5 ~ 6 条)																																																																																																																																	
・ 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準 (第 5 条)																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教諭等</td> <td>収容定員240人以下：9人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)</td> </tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td> <td>1人以上 (他の職を兼ねても可)</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td>配置に努めること</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>収容定員240人以下：3人以上 (うち1人事務長)</td> </tr> </tbody> </table>										項目	要件	教諭等	収容定員240人以下：9人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上 (他の職を兼ねても可)	スクールカウンセラー	配置に努めること	事務職員	収容定員240人以下：3人以上 (うち1人事務長)																																																																																																														
項目	要件																																																																																																																																
教諭等	収容定員240人以下：9人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)																																																																																																																																
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上 (他の職を兼ねても可)																																																																																																																																
スクールカウンセラー	配置に努めること																																																																																																																																
事務職員	収容定員240人以下：3人以上 (うち1人事務長)																																																																																																																																
○教科別教員数																																																																																																																																	
	国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	計																																																																																																																							
R6	2	3	3	3	1	1	1	2	1	17																																																																																																																							

8 施設等の状況

施設名	面積等		備考
校地	2,483.17 m ²		自己所有
校舎	761.76 m ²		
屋外運動場 ※	1,516.05 m ²		
その他	205.36 m ²		
校舎等	3,459.48 m ²		自己所有
校舎	3,050.72 m ²		
普通教室	5 室	475.73 m ²	
特別教室	9 室	517.62 m ²	
校長室	1 室	41.82 m ²	
職員室	1 室	50.14 m ²	
事務室	1 室	88.01 m ²	
図書室	2 室	132.09 m ²	
保健室	1 室	27.14 m ²	
その他		1,718.17 m ²	
屋内運動場 ※	408.76 m ²		4 箇所

※運動場1,924.81m²

◆ 基準

- ・ 高等学校通信教育規程（第8～9条）
- ・ 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条、第9条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 自己所有 ・ 校地が借地の場合、教育上支障がなく、かつ20年以上の賃借権を取得し、登記する等
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 ・ 同時に面接指導を受ける生徒数 $40人 \times 1.5m^2 + 5m^2 = 65m^2$ 以上 (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200m ² 以上
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）

事前審査2 沼津中央高等学校（通信制課程）の設置計画について

1 名 称	沼津中央高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																																																																																																															
2 位 置	沼津市杉崎町11番20号																																																																																																																																																															
3 設 置 者	沼津市杉崎町11番20号 学校法人 沼津精華学園（理事長 秋鹿 研一）																																																																																																																																																															
4 目 的	全日制課程に行けない、行かない生徒たちに学びの場を提供するとともに、全日制課程を何らかの理由により転退学した生徒に、再度挑戦できる機会を提供するため、通信制課程を設置																																																																																																																																																															
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																																																																																																															
6 編 成 等	○収容定員																																																																																																																																																															
	区分						収容定員																																																																																																																																																									
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						240人																																																																																																																																																									
7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 医 等</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校通信教育規程（第5～6条） ・私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第5条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教諭等</td> <td>収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)</td> </tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td> <td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td>配置に努めること</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○教科別教員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国語</th> <th>地公</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>芸術</th> <th>保体</th> <th>家庭</th> <th>英語</th> <th>情報</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>									職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		教 頭	1			1			1			教 諭	1	6		1	6		1	6		養護教諭		1			1			1		養護職員	(1)			(1)			(1)			事 務 長		1			1			1		事務職員			2			2			2	スクールカウンセラー		1			1			1		校 医 等		5			5			5		計	2	15	2	2	15	2	2	15	2	項目	要件	教諭等	収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	スクールカウンセラー	配置に努めること	事務職員	収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）		国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	計	R6	0.5	1	1	1	1	1	1	1	0.5	8
職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度																																																																																																																																																									
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																																							
校 長		1			1			1																																																																																																																																																								
教 頭	1			1			1																																																																																																																																																									
教 諭	1	6		1	6		1	6																																																																																																																																																								
養護教諭		1			1			1																																																																																																																																																								
養護職員	(1)			(1)			(1)																																																																																																																																																									
事 務 長		1			1			1																																																																																																																																																								
事務職員			2			2			2																																																																																																																																																							
スクールカウンセラー		1			1			1																																																																																																																																																								
校 医 等		5			5			5																																																																																																																																																								
計	2	15	2	2	15	2	2	15	2																																																																																																																																																							
項目	要件																																																																																																																																																															
教諭等	収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)																																																																																																																																																															
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																																															
スクールカウンセラー	配置に努めること																																																																																																																																																															
事務職員	収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																																																															
	国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	計																																																																																																																																																						
R6	0.5	1	1	1	1	1	1	1	0.5	8																																																																																																																																																						

8 施設等の状況

施設名	面積等 (専用・共用含む)		備考
校地	24,228.78 m ²		自己所有
校舎	7,480.00 m ²		
屋外運動場	9,087.00 m ²		
その他	7,661.78 m ²		
校舎等	9,791.41 m ²		自己所有
校舎	7,662.36 m ²		
普通教室	12 室	376.38 m ²	専用10室(238.06m ²)、共用2室(138.32m ²)
特別教室	20 室	1,703.66 m ²	
準備室	8 室	268.66 m ²	
校長室	1 室	38.64 m ²	
職員室	5 室	261.44 m ²	専用1室(21.21m ²)、共用4室(240.23m ²)
事務室	6 室	159.96 m ²	専用1室(20.66m ²)、共用5室(139.30m ²)
図書室	1 室	213.53 m ²	
保健室	2 室	96.98 m ²	専用1室(19.70m ²)、共用1室(77.28m ²)
その他		4,543.11 m ²	
屋内運動場		2,129.05 m ²	

※施設等は、一部を除き全日制課程と共用

◆ 基準

- ・高等学校通信教育規程（第8～9条）
- ・私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条、第9条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 自己所有 ・校地が借地の場合、教育上支障がなく、かつ20年以上の賃借権を取得し、登記する等
校舎	<p>(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、図書室、保健室を兼用できる。 <p>(2) 普通教室の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に面接指導を受ける生徒数 9人～40人×1.5m²+5m²=18.5～65m²以上 <p>(3) 図書の閲覧場所の面積 65m²以上</p>
屋内運動場	<p>(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地</p> <p>(2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設</p> <p>(3) 面積 1,589m²以上</p> <p>特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m²以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）</p>

事前審査3 飛龍高等学校（通信制課程）の設置計画について

1 名 称	飛龍高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																																																																																																																													
2 位 置	沼津市東熊堂491番地																																																																																																																																																																													
3 設 置 者	沼津市東熊堂491番地 学校法人 沼津学園（理事長 杉山 盛雄）																																																																																																																																																																													
4 目 的	本学園においても、退学や進路変更を余儀なくされる生徒が多い中、生徒一人一人にあった学び方を選択できるように、広く学びの機会を確保するため、通信制課程を設置																																																																																																																																																																													
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																																																																																																																													
6 編 成 等	○収容定員																																																																																																																																																																													
	区分									収容定員																																																																																																																																																																				
	通信制課程（狭域、単位制）普通科									120人																																																																																																																																																																				
7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副 校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤講師</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 医 等</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校通信教育規程（第5～6条） ・私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第5条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教諭等</td> <td>収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)</td> </tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td> <td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td>配置に努めること</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○教科別教員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国語</th> <th>地公</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>芸術</th> <th>保体</th> <th>家庭</th> <th>英語</th> <th>情報</th> <th>福祉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>											職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1				1	副 校 長		1			1				1	教 頭	1			1			1			教 諭	4	12		4	12		4	12		常勤講師		5			5			5		養護教諭		1			1			1		養護職員	(1)			(1)			(1)			事 務 長		1			1			1		事務職員		2			2			2		校 医 等		7			7			7		計	5	30		5	30		5	30		項目	要件	教諭等	収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	スクールカウンセラー	配置に努めること	事務職員	収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）		国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	福祉	計	R6	2	2	3	3	3	3	1	2	3	1	23
職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度																																																																																																																																																																							
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																																																					
校 長		1			1				1																																																																																																																																																																					
副 校 長		1			1				1																																																																																																																																																																					
教 頭	1			1			1																																																																																																																																																																							
教 諭	4	12		4	12		4	12																																																																																																																																																																						
常勤講師		5			5			5																																																																																																																																																																						
養護教諭		1			1			1																																																																																																																																																																						
養護職員	(1)			(1)			(1)																																																																																																																																																																							
事 務 長		1			1			1																																																																																																																																																																						
事務職員		2			2			2																																																																																																																																																																						
校 医 等		7			7			7																																																																																																																																																																						
計	5	30		5	30		5	30																																																																																																																																																																						
項目	要件																																																																																																																																																																													
教諭等	収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)																																																																																																																																																																													
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																																																													
スクールカウンセラー	配置に努めること																																																																																																																																																																													
事務職員	収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																																																																													
	国語	地公	数学	理科	芸術	保体	家庭	英語	情報	福祉	計																																																																																																																																																																			
R6	2	2	3	3	3	3	1	2	3	1	23																																																																																																																																																																			

8 施設等の状況

施設名	面積等 (専用・共用含む)		備考
校地	63,730.00 m ²		自己所有 (一部借用)
校舎	18,643.00 m ²		
屋外運動場	39,142.00 m ²		
その他	5,945.00 m ²		うち借用 3,513 m ²
校舎等	21,283.16 m ²		自己所有
校舎	16,347.10 m ²		
普通教室	55 室	3,814.15 m ²	
特別教室	24 室	5,274.75 m ²	
準備室	7 室	464.58 m ²	
校長室	1 室	35.10 m ²	
職員室	3 室	478.26 m ²	専用1室 (35.10 m ²)、共用2室 (443.16 m ²)
事務室	1 室	139.92 m ²	
図書室	1 室	227.72 m ²	
保健室	1 室	69.80 m ²	
その他		5,842.82 m ²	
屋内運動場		4,936.06 m ²	

※施設等は、一部を除き全日制課程と共用

◆ 基準

- ・ 高等学校通信教育規程 (第 8 ~ 9 条)
- ・ 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準 (第 7 条、第 9 条)

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 自己所有 ・ 校地が借地の場合、教育上支障がなく、かつ 20年以上の賃借権を取得し、登記する等
校舎	<ol style="list-style-type: none"> (1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、図書室、保健室を兼用できる。 (2) 普通教室の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時に面接指導を受ける生徒数 20人 × 1.5m² + 5 m² = 35m²以上 (3) 図書の閲覧場所の面積 65m²以上
屋内運動場	<ol style="list-style-type: none"> (1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m²以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m²以上 (屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。)